

令和6年2月21日

研究活動上の不正行為に関する調査結果について（概要）

1. 経緯

令和5年2月7日、本学教員の論文に関して、研究不正（盗用）の疑いの恐れありとする内容の告発を受け、学長は、同年2月8日、本学において予備調査委員会を設置し予備調査を開始した。予備調査委員会は同年2月21日、予備調査結果を取りまとめ学長に提出した。

学長は、予備調査の結果を受けて、同年3月3日、学外委員を含む調査委員会を設置し、同年3月30日、本調査を開始した。

2. 本調査の概要

(1) 調査体制（調査委員会の構成）

委員長	常葉大学	教職大学院	
副学長	窪田 眞二	（内部委員）	令和5年3月31日迄
委員長	常葉大学	社会環境学部	
副学長	阿部 郁男	（内部委員）	令和5年4月1日～
委員	常葉大学	教職大学院	
	教授	紅林 伸幸	（内部委員）
委員	静岡大学	学術院教育学領域	
	教授	森野 和弥	（外部委員）
委員	静岡県立大学	国際関係学部	
	教授	寺尾 康	（外部委員）
委員	牧田法律事務所		
	弁護士	牧田 晃子	（外部委員）

(2) 調査期間

令和5年3月30日（木）～令和5年9月26日（火）

(3) 調査対象論文

当該教員論文1編（2020年発行）

(4) 調査対象者

本学教授

(5) 調査方法・手順

- ・告発内容の確認、予備調査結果の確認
- ・調査対象論文（被告発論文・先行研究）の確認及び比較分析
- ・調査対象者からの事情聴取（書面・対面）

3. 調査結果

(1) 認定した不正行為の種別

特定不正行為（盗用）であると認定する。

(2) 不正行為の具体的内容、結論と判断理由

(結論)

特定不正行為（盗用）であると認定する。

(判断理由)

調査対象論文の該当箇所 3 段落において、最後に出典元は記載されているものの、どこまでが引用箇所であるのかを明確に示す工夫がなされておらず、また、調査対象者自身の考えが述べられている箇所が混在していることもあいまって、出典元からの引用であると読むことはできない。

よって、故意性は認められなかったものの、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより、他者の論文を「適切な表示なく流用する行為」に該当すると判断し、本学規程に定める特定不正行為（盗用）と認定した。

(3) 研究不正と経費との関連

不正認定論文は基盤的経費（私学助成を含む）による研究成果であるが、不正行為を認定した論文の作成過程において、直接関係する経費の支出は認められなかった。

4. 研究機関が行った措置

調査対象論文については、調査対象箇所の訂正を勧告する。なお、調査対象者への処分については、「学校法人常葉大学 大学・短期大学の教育職員就業規則」に基づき、今後検討する。

5. 不正行為の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

これまで本学では、教職員に対して全学的に研究不正の防止及び研究倫理教育に関する研修を実施してきており、調査対象者においてもすべての研修を受講しているが、レファレンス等の「好ましくない研究行為（QRP）」「特定不正行為（FFP）」における具体的な例示の周知徹底が不十分であったこと、査読体制が整備されていなかったことが要因と考えられる。

(2) 再発防止策

研究論文の作成については、各研究者の研究倫理に対する意識によるところが大きく、今回、盗用が行われたことは看過できない。

これを踏まえ、学長を筆頭に研究倫理教育責任者である研究推進委員長を中心にこれまでの研究倫理教育への取組を進めるにあたり、このような不正行為が発生することのないよう、全学的な研究不正の防止及び研究倫理に対する理解を深め、意識の向上に取り組むために以下の再発防止策を講じる。

盗用について具体的な例示を取り上げている学会等のガイドラインを参考にしたものを整理して、教職員には全学連絡用グループウェア（全教職員に対する情報共有システム）、大学院生には「ポータルサイト」（大学からの情報提供システム）にて、再発防止への周知徹底を図る。また、剽窃ツールの積極的な活用など査読体制の再検討を行うとともに、毎年度全学的に実施している研究倫理研修の継続的な実施（参加者・参加率の把握・管理含む）に加え、特に人文・社会科学系論文における適切な引用等に関する研修を強化し、研究倫理教育に関する風土の構築を推進する。

以上